

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年10月6日（金）第3355号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 3
- 収去飼料の試験結果の公表（2件）（畜産課取扱い） 3
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 5

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（3件）（商工政策課取扱い） 6
- 鹿児島県労働委員会の使用者委員の補欠委員候補者の推薦を求める公告（雇用労政課取扱い） 8
- 一般競争入札の参加者の資格に関する公告（県立病院課取扱い） 11
- 一般競争入札公告（県立薩南病院取扱い） 12

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿登録の基準日（選挙管理委員会取扱い） 14
- 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日（選挙管理委員会取扱い） 15
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 15

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 15

## 告 示

## 鹿児島県告示第987号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年10月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
始良市平松字城瀬3965番1（次の図に示す部分に限る。）、3965番5、3965番6、3965番7（次の図に示す部分に限る。）、3965番9
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字城瀬3965番1・3965番5から3965番7まで・3965番9（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第988号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年10月 6 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

出水市荘字上桂3674番5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第989号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年10月 6 日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社 F I R S T E N D E R	鹿児島市草牟田一丁目2番13号ジュネスコート101号室	訪問看護ステーションファースト	鹿児島市草牟田一丁目2番13号ジュネスコート101号室	平成29年9月19日	精神通院医療

**鹿児島県告示第990号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年10月6日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
とまと薬局蒲生店	始良市蒲生町上久徳2560	平成29年 10月1日	更生医療
みらい薬局本店	霧島市国分中央一丁目25-17	平成29年 10月1日	育成医療・更 生医療

#### 鹿児島県告示第991号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年10月6日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
すみれ薬局	日置市伊集院町郡二丁目66番	平成29年 10月1日	精神通院医療
おかだ薬局	伊佐市大口上町2番地10	平成29年 10月1日	精神通院医療

#### 鹿児島県告示第992号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年10月6日

鹿児島県知事 三反園訓

病院 又は 診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
しぶし眼科	志布志市志布志町安楽468番地	平成29年 10月1日	育成医療・更 生医療

#### 鹿児島県告示第993号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年10月6日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
マゼンタ薬局	鹿児島市山下町9番1号チャ イムズビル4F	平成29年 10月1日	精神通院医療
西原調剤薬局	鹿屋市西原一丁目23-2	平成29年 10月1日	精神通院医療
加世田しんあい薬局	南さつま市加世田東本町9番 1	平成29年 10月1日	精神通院医療
有限会社ケーアイ調剤薬局西 餅田店	始良市西餅田106番地6	平成29年 10月1日	精神通院医療

#### 鹿児島県告示第994号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成29年6月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成29年10月6日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
マルイ飼料（株） 飼料工場 7340001011831 （出水市）	同左	成鶏飼育用配合飼料マルイ印成鶏用フェーズNO. 2	平成 29.6	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		成鶏飼育用配合飼料マルイ印成鶏用ビタミンNO. 2	29.6	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		ブロイラー肥育後期用配合飼料マルイ印元気ブロイラーSマッシュ	29.6	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
マルイ食品（株） 野田工場 9340001011838 （出水市）	同左	チキンミール	29.6	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
マルイファーム（株） 木牟礼バイオマス工場 1340001011837 （出水市）	同左	麦ぬか・焼酎粕醗酵飼料	29.6	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第995号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成29年7月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成29年10月6日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
---------------------	------------	-------	----------	------	-------

(株)イリオス 通商 顕娃工場 4340001000102 (南九州市)	同 左	サンコウ魚粕	平成 29.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗繊維, 粗 灰分	無
南日本くみあい 飼料(株) 志布志工場 6340001004241 (志布志市)	同 左	くみあい配合飼料 たまごスーパー元 気	29.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 マル試宮崎野外前 期	29.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 宮崎JAチキン仕 上M	29.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 JA鹿児島黒豚用	29.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 強健ハイブリード	29.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 子牛用びかいち	29.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 鹿児島黒牛一本気	29.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 和牛移行期用くる びた	29.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
(株)アクシー ズ 宮之城第二工場 5340001000258 (薩摩郡さつま 町)	同 左	チキンミール	29.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分	無
		フェザーミール	29.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分	無
錦 江 湾 飼 料 (株) 鹿児島工場 9340001001277 (鹿児島市)	同 左	NMG 3	29.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		NMG 5	29.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		NMGH	29.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

### 鹿児島県告示第996号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年10月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月6日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	永吉入佐鹿児島線	日置市吹上町永吉字土器堀4631番地先から同市吹上町永吉字森園5270番1地先まで	前	7.0～12.6	280.0
			後	10.4～40.8	280.0

## 鹿児島県告示第997号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年10月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月6日

			鹿児島県知事		三反園訓
道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志有明線	志布志市有明町野井倉字小原3562番1地先から同市有明町野井倉字上水流3544番1地先まで	前	31.4～38.7	87.2
			後	24.9～32.3	87.2

## 公 告

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年10月6日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成29年10月6日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

スクエアモール鹿児島宇宿  
鹿児島市宇宿二丁目2番18号

## 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成29年4月25日

## 3 意見の概要

今回届出のあった変更事項は、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられるため、本市意見は特にありません。

.....

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年10月6日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成29年10月6日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス若葉店

薩摩川内市若葉町41番

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成29年4月26日

3 意見の概要

- (1) 騒音規制法又は振動規制法に基づく特定建設作業実施届出を作業開始7日前までに市環境課へ届出ること。
- (2) 騒音規制法若しくは振動規制法又は薩摩川内市環境保全条例に基づく特定施設設置届出を設置工事開始30日前までに市環境課へ届出ること。
- (3) 処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽を設置する場合は、水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届出を設置工事開始60日前までに川内保健所へ届出ること。
- (4) 事業の汚水の処理にあつては、事業の形態や規模から適正な能力を有する有効な処理方法を選定し、環境への負荷を可能な限り低減するよう努めること。
- (5) 周辺住民へ事前に説明することにより、騒音・振動対策等について十分な理解を得られるよう努めること。
- (6) 工事等の段階において騒音、粉じん等に係る苦情が寄せられた場合には、誠意を持って対応すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年10月6日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成29年10月6日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ビックカメラ鹿児島中央駅店

鹿児島市中央町1番1号 外11筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

- (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成29年5月12日

- (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成29年5月12日

3 意見の概要

- (1) 交通関係について

工事中において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

- (2) 駐車・駐輪場について

ア 駐輪場には、施錠バーを設置する等、盗難防止対策に努めること。

イ 駐輪場、自動二輪車駐輪場については、防護柵、車止め等を設置する等、自動車の駐車区画と明確に区別して、利用者の安全性の確保を図ること。

ウ 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。

- (3) その他

ア 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。

イ 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。

.....

## 鹿児島県労働委員会の使用者委員の補欠委員候補者の推薦を求める公告

第45期鹿児島県労働委員会の使用者委員が欠けたことに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、第45期鹿児島県労働委員会の使用者委員を任命するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者団体に対して次により使用者委員の補欠委員候補者の推薦を求める。

平成29年10月6日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 推薦資格を有する使用者団体

鹿児島県の区域内のみに組織を有している使用者団体であること。

## 2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

## 3 第45期鹿児島県労働委員会の使用者委員の補欠委員の任期

平成29年12月1日から平成30年6月30日まで

## 4 推薦に基づき任命する使用者委員の補欠委員の人数

1人

## 5 推薦手続

使用者委員の補欠委員候補者を推薦しようとするときは、次の書類を鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）に提出すること。

(1) 使用者委員補欠委員候補者推薦書（別記第1号様式）

(2) 履歴書（別記第2号様式）

## 6 推薦書類の受付期間

平成29年10月10日（火）から同年11月2日（木）まで（県の休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成29年11月2日の消印のあるものまで受け付ける。

別記

第1号様式

使用者委員補欠委員候補者推薦書

平成 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地  
使用者団体名  
代表者氏名

印

第45期鹿児島県労働委員会の使用者委員の補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属会社（事業場）名及びその者の地位	略 歴

第2号様式

## 履 歴 書

ふりがな 氏 名			生年月日	昭・平 年 月 日 ( 歳)
現 住 所			郵便番号	
			電話番号	
学 歴	年	月		
職 歴				
団体（組合） 役 員 歴				
賞 罰				

## 一般競争入札の参加者の資格に関する公告

平成29年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成29年10月6日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

## 1 調達をする物品等の種類

## (1) 種類

物品（医療機器類）の購入

## (2) 名称

デジタルガンマカメラ 一式

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。

## 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

平成29年10月6日から同月19日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## (4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

## (5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

## (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成30年9月30日までとする。

## 5 入札の公示の方法

入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年10月6日

県立薩南病院長 三枝伸二

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
デジタルガンマカメラ 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有する者であること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

平成29年10月6日から同月19日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県立薩南病院総務課

南さつま市加世田高橋1968番地4号 郵便番号 897-1123

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成29年11月16日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年11月17日午前11時

イ 場所 県立薩南病院小会議室（2階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 10 最低制限価格

設定しない。

#### 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立薩南病院総務課

南さつま市加世田高橋1968番地4号 郵便番号 897-1123

電話番号 0993-53-5300

ファックス番号 0993-53-6764

#### 13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 14 SUMMARY

##### (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Gamma Ray Camera Device:1Set

##### (2) DELIVERY PERIOD:

As specified in the tender explanation form

##### (3) DELIVERY PLACE:

Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital

##### (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 16 November 2017

##### (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Management Division

Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital

1968-4 Kasedatakahashi, Minamisatsuma City, Kagoshima Prefecture 897-1123 Japan

TEL 0993-53-5300

FAX 0993-53-6764

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を同月9日（ただし、年齢については同月22日）と定めた。

平成29年10月6日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同月10日からと定めた。

平成29年10月6日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第27号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年10月6日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表240の項中「整形外科三愛病院」を「三愛病院」に改める。

## 公安委員会公告

## 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年10月6日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

## 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

## 2 講習の種別及び実施期間

## (1) 新規取得講習

平成29年11月13日（月）から同月18日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

## (2) 追加取得講習

平成29年11月16日（木）から同月18日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

## 3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）

## 4 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「1号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級

- の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習
- 受講申込日において、1号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの
- ア 最近5年間に1号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）
- (1) 新規取得講習
- 25人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
- (2) 追加取得講習
- 5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
- 6 受講申込みの受付等
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間
- 平成29年10月23日（月）から同月27日（金）まで
- イ 時間帯
- 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付場所
- ア 県内に居住する者等
- 受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 県外に居住する者
- 県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 提出書類
- ア 共通
- 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通
- イ 新規取得講習
- (ア) 4の(1)のイに該当する者
- a 1号に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通
- b 履歴書 1通
- (イ) 4の(1)のイに該当する者

- 1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(1)のウに該当する者
- a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- (エ) 4の(1)のエに該当する者
- 1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- (オ) 4の(1)のオに該当する者
- a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
- (ア) 4の(2)のアに該当する者
- a 警備業務従事証明書 1通
- b 履歴書 1通
- c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (イ) 4の(2)のイに該当する者
- a 1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(2)のウに該当する者
- a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (エ) 4の(2)のエに該当する者
- a 1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (オ) 4の(2)のオに該当する者
- a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
- 受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
- 講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
- なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
- ア 新規取得講習  
47,000円
- イ 追加取得講習  
23,000円
- 7 その他
- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、1号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
- (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会  
電話番号 099-224-4490